

医療機関等で医療費を全額(10割)支払った場合



医療機関等の窓口でいったん医療費の全額（10割）をご負担いただく必要がある場合があります。そのような場合、ご負担いただいた医療費の一部を**神戸市から後日払い戻し**、助成することとなっています。

どんな場合が該当するの？

- 健康保険法等の規定で、窓口でいったん全額を支払うこととなっている場合（例）コルセット代など、窓口でいったん全額を支払うこととなっているもの
- 急病等のやむを得ない理由で健康保険証を提示せずに受診した場合



払い戻し手続きについて

- (1) 医療機関等からの請求金額を支払い、領収書を必ずもらってください。
- (2) 次に、加入されている健康保険の保険者（各種健康保険組合等）に対し、その領収書等を添付して療養費の支給申請を行い、保険給付を受けてください。
- (3) お住まいの区の区役所・支所または出張所の福祉医療担当窓口でのお手続きが必要ですので、以下のものをご持参ください。

- ・ 保険者が発行する「**療養費等支給決定通知書**」または「**療養費等支給状況証明書**」（※）
 - ※ 神戸市国民健康保険に加入されている方は不要です。
- ・ **健康保険証**
- ・ **印かん**（スタンプ印は不可）
- ・ **受給者証**（または資格認定通知書）
- ・ **通帳などの振込先口座のわかるもの**
- ・ **医師の意見書等のコピー**（コルセット等の補装具の場合のみ）
- ・ **領収書のコピー**（お持ちの場合のみ）

※ 「療養費等支給状況証明書」は、**当ホームページから様式をダウンロード**できます。

また、お住まいの区の区役所・支所または出張所の福祉医療担当窓口にも様式がありますので、ご利用ください。

【手順概要】

